

長野県環境影響評価技術指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>1 この長野県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第4条第1項の規定により、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、この技術指針に定めるところにより環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）を行うに当たっては、<u>計画段階配慮事業（計画段階配慮事業者が実施する第1種事業等をいう。以下同じ。）及び対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及び対象事業実施区域並びにその周囲の自然的社会的状況（過去の状況の推移及び将来の状況を含む。以下「地域特性」という。）</u>を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積重ね又は科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価等実施の基本方針</p> <p>1 <u>計画段階配慮事業及び対象事業の計画（以下「事業計画」という。）</u>の策定に当たっては、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）及び長野県環境基本計画に十分に配慮するものとする。</p> <p>2 環境影響評価等を行うに当たっては、各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行い、その結果を事業計画に反映させるものとする。</p> <p>第3 環境影響評価等の対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする。 なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第4 環境影響評価等の実施手順</p> <p>環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。</p> <p>1 配慮書の作成について</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>1 この長野県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第4条第1項の規定により、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めるものであり、この技術指針に定めるところにより環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）並びに対象事業実施区域<u>及びその周囲の自然的社会的状況（過去の状況の推移及び将来の状況を含む。以下「地域特性」という。）</u>を勘案して、必要に応じてこの技術指針に記載のない事項についても考慮するものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積重ね又は科学的知見の進展等に応じて、必要な改訂を行うものとする。</p> <p>第2 環境影響評価等実施の基本方針</p> <p>1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）及び長野県環境基本計画に十分に配慮するものとする。</p> <p>2 環境影響評価等を行うに当たっては、各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行い、その結果を事業計画に反映させるものとする。</p> <p>第3 環境影響評価等の対象とする環境要素</p> <p>環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第1に掲げるとおりとする。 なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境要素を追加又は削除するものとする。</p> <p>第4 環境影響評価等の実施手順</p> <p>環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。</p>

改正案	現行
<p>(1) <u>事業計画の概要の策定</u>  <u>第2の環境影響評価等実施の基本方針に沿って事業計画の概要を策定する。</u></p> <p>(2) <u>位置等に関する複数案の設定</u>  <u>計画段階配慮事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。</u></p> <p>(3) <u>予備調査</u>  <u>計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性を把握するため、予備調査を行う。</u>  <u>予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存文献等」という。）により把握し、又は必要に応じて国、地方公共団体若しくは専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取（以下「聞き取り」という。）し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。</u></p> <p>(4) <u>影響要因及び環境要素の抽出</u>  <u>事業計画の概要及び予備調査の結果に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）及び環境要素を、設定された位置等に関する複数案ごとに抽出する。</u></p> <p>(5) <u>計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u>  <u>抽出の結果に基づき、事業による環境影響の重大性に着目して計画段階配慮事項の選定を行い、選定した当該事項（以下「選定事項」という。）ごとに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</u></p> <p>(6) <u>計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価</u>  <u>ア 調査</u>  <u>選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境に関する情報及び地域特性に関する情報を既存文献等により収集し、その結果を整理し、並びに解析することにより行うものとする。この場合においては、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、聞き取りを行い、なお必要な情報が得られないときは、現地調査、踏査その他の方法により情報を収集するものとする。</u>  <u>イ 予測</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>計画段階配慮事業の実施により選定事項に及ぶおそれのある環境影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存文献等の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。また、想定される予測の不確実性の程度等について整理する。</u></p> <p>ウ 評価</p> <p><u>調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該位置等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。</u></p> <p><u>位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。</u></p> <p><u>これらの場合において、国、県又は市町村によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているかについても可能な限り検討するものとする。</u></p> <p><u>(7) 計画段階配慮事項の検討結果の活用</u></p> <p><u>方法書以降の手續に当たっては、計画段階配慮事項の検討段階において実施した調査、予測及び評価の結果を最大限活用するものとする。</u></p> <p>2 方法書の作成について</p> <p>(1) 事業計画の概要の策定</p> <p>第2の環境影響評価等実施の基本方針に沿って事業計画の概要を策定する。</p> <p>なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。</p> <p><u>また、計画段階配慮事項の検討を行った場合には、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書に対する知事の意見を勘案し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見（以下「住民意見」という。）に配慮して事業計画の概要を作成するものとする。</u></p> <p>(2) 予備調査</p> <p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性を把握するため、<u>第4の1の(3)の例により予備調</u></p>	<p>現 行</p> <p>1 方法書の作成について</p> <p>(1) 事業計画の概要の策定</p> <p>第2の環境影響評価等実施の基本方針に沿って事業計画の概要を策定する。</p> <p>なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。</p> <p>(2) 予備調査</p> <p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性を把握するため、予備調査を行う。</p>

改正案	現行
<p>査を行う。 (削る。)</p> <p>予備調査の結果に応じて、環境の保全の観点から事業計画の概要を見直す。</p> <p>(3) 影響要因及び環境要素の抽出 事業計画の概要及び予備調査の結果に基づき、<u>影響要因</u>及び環境要素を抽出する。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の予備選定 <u>第6</u>の例により環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>3 準備書の作成について</p> <p>(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 方法書に対する知事の意見を勘案するとともに、方法書に対する<u>住民意見</u>に配慮して環境影響評価の項目の選定を行い、選定した当該項目（以下「選定項目」という。）ごとに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>(2) 調査 対象事業実施区域及びその周辺区域の選定項目に係る環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため調査を行う。</p> <p>(3) 予測及び評価の手法の再検討 調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が明らかになった場合にあつては、必要に応じてその手法の見直しを行う。</p> <p>(4) 予測 選定項目に係る環境影響の内容及び程度を把握し、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討に必要な情報を得るため予測を行う。</p> <p>(5) 環境保全措置の検討 予測の結果に基づき、選定項目に係る環境保全措置を検討する。 なお、検討の結果、必要に応じて事業計画の見直し並びに見直した事業</p>	<p><u>予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存文献等」という。）により把握し、又は必要に応じて国、関係地方公共団体若しくは専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取（以下「聞き取り」という。）し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。</u></p> <p>予備調査の結果に応じて、環境の保全の観点から事業計画の概要を見直す。</p> <p>(3) 影響要因及び環境要素の抽出 事業計画の概要及び予備調査の結果に基づき、<u>環境に影響を及ぼすおそれがある要因</u>（以下「影響要因」という。）及び環境要素を抽出する。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の予備選定 <u>第5</u>の例により環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>2 準備書の作成について</p> <p>(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 方法書に対する知事の意見を勘案するとともに、方法書に対する<u>環境の保全の見地からの意見を有する者の意見</u>（以下「住民意見」という。）に配慮して環境影響評価の項目の選定を行い、選定した当該項目（以下「選定項目」という。）ごとに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。</p> <p>(2) 調査 対象事業実施区域及びその周辺区域の選定項目に係る環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため調査を行う。</p> <p>(3) 予測及び評価の手法の再検討 調査の結果、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事情が明らかになった場合にあつては、必要に応じてその手法の見直しを行う。</p> <p>(4) 予測 選定項目に係る環境影響の内容及び程度を把握し、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討に必要な情報を得るため予測を行う。</p> <p>(5) 環境保全措置の検討 予測の結果に基づき、選定項目に係る環境保全措置を検討する。 なお、検討の結果、必要に応じて事業計画の見直し並びに見直した事業</p>

改正案	現 行
<p>計画に係る調査及び予測を行う。</p> <p>(6) 評価 調査、予測及び環境保全措置の検討の結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。 なお、必要に応じて環境保全措置を再検討する。</p> <p>(7) 総合評価 それぞれの選定項目について、評価結果の相互の関係を検討することにより総合評価を行う。 なお、評価結果の相互の関係に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を再検討する。</p> <p>(8) 事後調査計画 調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果に基づき、それらの不確実性の程度等を検討することにより、事後調査の計画（以下「事後調査計画」という。）を策定する。 なお、事後調査計画は、事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間、時期又は時間帯（以下「期間等」という。）を選定するとともに、事後調査報告書の作成の時期についても定める。</p> <p>4 評価書の作成について 準備書に対する知事の意見を勘案するとともに、準備書に対する住民意見に配慮して準備書に記載された次に掲げる事項について再検討し、事業計画を確定する。</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (3) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 (4) 環境保全措置 (5) 総合評価の結果 (6) 事後調査計画</p> <p>5 事後調査計画書の作成について 事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、評価書における事後調査計画を見直し、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する。 (1) 事業者又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）</p>	<p>計画に係る調査及び予測を行う。</p> <p>(6) 評価 調査、予測及び環境保全措置の検討の結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。 なお、必要に応じて環境保全措置を再検討する。</p> <p>(7) 総合評価 それぞれの選定項目について、評価結果の相互の関係を検討することにより総合評価を行う。 なお、評価結果の相互の関係に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を再検討する。</p> <p>(8) 事後調査計画 調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果に基づき、それらの不確実性の程度等を検討することにより、事後調査の計画（以下「事後調査計画」という。）を策定する。 なお、事後調査計画は、事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間、時期又は時間帯（以下「期間等」という。）を選定するとともに、事後調査報告書の作成の時期についても定める。</p> <p>3 評価書の作成について 準備書に対する知事の意見を勘案するとともに、準備書に対する住民意見に配慮して準備書に記載された次に掲げる事項について再検討し、事業計画を確定する。</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (3) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 (4) 環境保全措置 (5) 総合評価の結果 (6) 事後調査計画</p> <p>4 事後調査計画書の作成について 事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、評価書における事後調査計画を見直し、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する。 (1) 事業者又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）</p>

改正案	現行
<p>第2条第5項に規定する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業又は法第2条第4項に規定する対象事業の内容</p> <p>(3) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</p> <p>(4) 事後調査報告書の作成時期</p> <p>6 事後調査報告書の作成について</p> <p>(1) 事後調査結果の検討</p> <p>調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、事後調査計画書に対する知事の意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、当該計画（事後調査計画書を作成していない場合は、評価書に記載された事後調査計画）に基づき事後調査を行い、その結果を検討する。</p> <p>事後調査結果と環境影響評価の結果に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を見直す。</p> <p>(2) 事後調査報告書の記載事項</p> <p>次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を作成する。</p> <p>ア 第4の5の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>イ 事後調査の状況</p> <p>(ア) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</p> <p>(イ) 事後調査の結果</p> <p>(ウ) (イ)に応じて見直した環境保全措置の内容</p> <p>ウ 環境保全措置の状況</p> <p>(ア) 工事の実施中において、事後調査の状況に応じて講じられる環境保全措置の状況</p> <p>(イ) 供用開始後において、実施される全ての環境保全措置の状況</p> <p>エ 事後調査計画書に対する知事の意見についての事業者見解</p>	<p>第2条第5項に規定する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業又は法第2条第4項に規定する対象事業の内容</p> <p>(3) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</p> <p>(4) 事後調査報告書の作成時期</p> <p>5 事後調査報告書の作成について</p> <p>(1) 事後調査結果の検討</p> <p>調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、事後調査計画書に対する知事の意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、当該計画（事後調査計画書を作成していない場合は、評価書に記載された事後調査計画）に基づき事後調査を行い、その結果を検討する。</p> <p>事後調査結果と環境影響評価の結果に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を見直す。</p> <p>(2) 事後調査報告書の記載事項</p> <p>次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を作成する。</p> <p>ア 第4の4の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>イ 事後調査の状況</p> <p>(ア) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等</p> <p>(イ) 事後調査の結果</p> <p>(ウ) (イ)に応じて見直した環境保全措置の内容</p> <p>ウ 環境保全措置の状況</p> <p>(ア) 工事の実施中において、事後調査の状況に応じて講じられる環境保全措置の状況</p> <p>(イ) 供用開始後において、実施される全ての環境保全措置の状況</p> <p>エ 事後調査計画書に対する知事の意見についての事業者見解</p>
<p>第5 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p>	
<p>1 第4の1の(5)の計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、<u>計画段階配慮事業の実施に伴う影響要因が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式に準じてまとめる。</u>この場合において、<u>計画段階配慮事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われること</u></p>	

改正案	現行
<p>が予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。</p> <p>2 第4の1の(5)の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式に準じてまとめた結果に基づき、選定事項ごとに選定事項の特性及び計画段階配慮事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。</p> <p>3 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項</p> <p>(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</p> <p>(2) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるように整理すること。</p> <p>(3) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できる手法とすること。</p> <p>(4) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うこと。</p> <p>(5) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。</p>	
<p>第6 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1 第4の3の(1)の環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、対象事業の実施に伴う影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式にまとめる。この場合において、対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。</p> <p>2 環境影響評価項目の選定に当たっては、環境に及ぼす影響の程度に応じて次のとおり分類する。</p>	<p>第5 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1 第4の2の(1)の環境影響評価の項目の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、対象事業の実施に伴う影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式にまとめる。この場合において、対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。</p> <p>2 環境影響評価項目の選定に当たっては、環境に及ぼす影響の程度に応じて次のとおり分類する。</p>

改正案	現行
<p>(1) 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）</p> <p>(2) 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）</p> <p>(3) 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）</p> <p>(4) 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）</p> <p>3 <u>第4の3の(1)</u>の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式にまとめた結果に基づき、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。</p> <p>4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項</p> <p>(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること。</p> <p>(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けて行うこと。</p> <p>(4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。</p>	<p>(1) 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）</p> <p>(2) 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）</p> <p>(3) 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）</p> <p>(4) 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）</p> <p>3 <u>第4の2の(1)</u>の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式にまとめた結果に基づき、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。</p> <p>4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項</p> <p>(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。</p> <p>(2) 環境影響評価の項目の選定、選定項目の分類並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること。</p> <p>(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家<u>その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）</u>の助言を受けて行うこと。</p> <p>(4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。</p>
<p><u>第7 調査</u></p> <p><u>第4の3の(2)</u>の調査に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 調査の内容</p> <p>調査の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 調査の方法</p> <p>調査の方法は、別表第3のとおりとし、既存文献等の入手、聞き取り又は現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。</p> <p>なお、解析結果等により、新たな情報又はより詳細な情報が必要とされる場合にあっては補足調査を行う。</p>	<p><u>第6 調査</u></p> <p><u>第4の2の(2)</u>の調査に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p> <p>1 調査の内容</p> <p>調査の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 調査の方法</p> <p>調査の方法は、別表第3のとおりとし、既存文献等の入手、聞き取り又は現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法とする。</p> <p>なお、解析結果等により、新たな情報又はより詳細な情報が必要とされる場合にあっては補足調査を行う。</p>

改正案	現行
<p>3 調査地域 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）は、別表第3のとおりとし、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。</p> <p>4 調査地点 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）は、別表第3のとおりとし、調査内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間等 調査に係る期間等（以下「調査期間等」という。）は、別表第3のとおりとし、調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間等とする。</p> <p>6 調査に当たっての留意事項 (1) 調査に当たっては、既存文献等の名称、調査の前提条件並びに調査方法、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。 また、聞き取りを行った場合にあつては、日時及び相手方等の状況を整理すること。 なお、希少生物の調査情報については、盗掘又は密猟等の防止のため、必要に応じて整理の方法を配慮すること。 (2) 調査方法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。 (3) 調査地域及び調査地点等の設定に当たっては、必要に応じて現地の状況の確認を行うこと。 また、調査期間等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等の変動を考慮して設定すること。</p>	<p>3 調査地域 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）は、別表第3のとおりとし、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域とする。</p> <p>4 調査地点 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）は、別表第3のとおりとし、調査内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間等 調査に係る期間等（以下「調査期間等」という。）は、別表第3のとおりとし、調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間等とする。</p> <p>6 調査に当たっての留意事項 (1) 調査に当たっては、既存文献等の名称、調査の前提条件並びに調査方法、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。 また、聞き取りを行った場合にあつては、日時及び相手方等の状況を整理すること。 なお、希少生物の調査情報については、盗掘又は密猟等の防止のため、必要に応じて整理の方法を配慮すること。 (2) 調査方法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。 (3) 調査地域及び調査地点等の設定に当たっては、必要に応じて現地の状況の確認を行うこと。 また、調査期間等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等の変動を考慮して設定すること。</p>
<p>第8 予測</p>	<p>第7 予測</p>
<p>第4の3の(4)の予測に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>	<p>第4の2の(4)の予測に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>
<p>1 予測の内容</p>	<p>1 予測の内容</p>

改正案	現行
<p>予測の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 予測の方法  予測の方法は、別表第3のとおりとし、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法とする。  選定項目により定量的な把握が困難な場合にあつては、類似例又は経験則等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。</p> <p>3 予測地域  予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、調査地域のうちから適切に選定された地域とする。</p> <p>4 予測地点  予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）は、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等  予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後の定常状態及び供用による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>6 予測に当たっての留意事項  (1) 予測は、原則として環境影響がより大きい場合を想定して行うこととし、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。  (2) 予測に当たっては、予測の前提条件並びに予測方法、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。  (3) 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境</p>	<p>予測の内容は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 予測の方法  予測の方法は、別表第3のとおりとし、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法とする。  選定項目により定量的な把握が困難な場合にあつては、類似例又は経験則等を参考に定性的に把握する方法により行うことができる。</p> <p>3 予測地域  予測の対象とする地域（以下「予測地域」という。）は、調査地域のうちから適切に選定された地域とする。</p> <p>4 予測地点  予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（以下「予測地点」という。）は、選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等  予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、工事の実施による環境影響が最大になる時期、供用開始後の定常状態及び供用による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。</p> <p>6 予測に当たっての留意事項  (1) 予測は、原則として環境影響がより大きい場合を想定して行うこととし、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。  (2) 予測に当たっては、予測の前提条件並びに予測方法、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるように整理すること。  (3) 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境</p>

改正案	現行
<p>の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにすること。</p>	<p>の状況の推定が困難な場合又は現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況)を勘案して予測が行われるようにすること。</p>
<p><b>第9 環境保全措置の検討</b></p>	<p><b>第8 環境保全措置の検討</b></p>
<p><u>第4の3の(5)の環境保全措置の検討に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</u></p>	<p><u>第4の2の(5)の環境保全措置の検討に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</u></p>
<p>1 環境保全措置の検討</p>	<p>1 環境保全措置の検討</p>
<p>予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、選定項目に係る環境影響について別紙に従い環境保全措置を検討する。</p>	<p>予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、選定項目に係る環境影響について別紙に従い環境保全措置を検討する。</p>
<p>また、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標(以下「環境基準等」という。)が示されている場合にあつては、当該環境基準等の達成に努めることを目的とする環境保全措置も検討する。</p>	<p>また、国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標(以下「環境基準等」という。)が示されている場合にあつては、当該環境基準等の達成に努めることを目的とする環境保全措置も検討する。</p>
<p>なお、必要に応じてより良い環境を創造していくための環境保全措置も検討する。</p>	<p>なお、必要に応じてより良い環境を創造していくための環境保全措置も検討する。</p>
<p>2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項</p>	<p>2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項</p>
<p>(1) 検討に当たっては、環境保全措置の内容(検討の経緯等を含む。)、実施期間及び実施主体その他の環境保全措置の実施方法をできる限り具体的に示すとともに、環境保全措置の効果、不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響又は環境保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を明らかにすること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。</p>	<p>(1) 検討に当たっては、環境保全措置の内容(検討の経緯等を含む。)、実施期間及び実施主体その他の環境保全措置の実施方法をできる限り具体的に示すとともに、環境保全措置の効果、不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響又は環境保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を明らかにすること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。</p>
<p><u>また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること。</u></p>	
<p>(2) 環境保全措置の選定に当たっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を行うこと。</p>	<p>(2) 環境保全措置の選定に当たっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を行うこと。</p>
<p>(3) 代償による環境保全措置を講じようとする場合にあつては、回避又は低減による環境保全措置を講じることが困難であることを明確にするとともに</p>	<p>(3) 代償による環境保全措置を講じようとする場合にあつては、回避又は低減による環境保全措置を講じることが困難であることを明確にするとともに</p>

改正案	現行
<p>に、損なわれる環境及び創出される環境それぞれの内容を十分に比較し検討すること。</p> <p>なお、代償による環境保全措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。</p>	<p>に、損なわれる環境及び創出される環境それぞれの内容を十分に比較し検討すること。</p> <p>なお、代償による環境保全措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。</p>
<p>第10 評価</p>	<p>第9 評価</p>
<p>第4の3の(6)の評価に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>	<p>第4の2の(6)の評価に当たっては、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して行う。</p>
<p>1 評価の方法</p>	<p>1 評価の方法</p>
<p>(1) 評価の方法は、事業者が実行可能な範囲内で、環境に対する影響の緩和について別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とする。</p>	<p>(1) 評価の方法は、事業者が実行可能な範囲内で、環境に対する影響の緩和について別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とする。</p>
<p>なお、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるよう整理する。</p> <p>(2) 評価に当たって事業者自ら設定した目標等に係る考え方を明らかにするとともに、環境基準等が示されている場合にあつては、当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。</p>	<p>なお、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるよう整理する。</p> <p>(2) 評価に当たって事業者自ら設定した目標等に係る考え方を明らかにするとともに、環境基準等が示されている場合にあつては、当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。</p>
<p>2 評価に当たっての留意事項</p>	<p>2 評価に当たっての留意事項</p>
<p>評価は、必要に応じて対象事業以外による環境保全措置も勘案できるとするが、その場合にあつては当該措置の確実性を確認するとともに内容を明らかにすること。</p>	<p>評価は、必要に応じて対象事業以外による環境保全措置も勘案できるとするが、その場合にあつては当該措置の確実性を確認するとともに内容を明らかにすること。</p>
<p>第11 事後調査計画</p>	<p>第10 事後調査計画</p>
<p>第4の3の(8)の事後調査計画の策定に当たっては、調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果を踏まえて行う。</p>	<p>第4の2の(8)の事後調査計画の策定に当たっては、調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果を踏まえて行う。</p>
<p>1 事後調査の目的</p>	<p>1 事後調査の目的</p>
<p>事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、予測及び評価の検証を行うことにより、適切な環境保全措置を講ずることを目的とする。</p>	<p>事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、予測及び評価の検証を行うことにより、適切な環境保全措置を講ずることを目的とする。</p>
<p>2 事後調査の項目</p>	<p>2 事後調査の項目</p>
<p>調査、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目、環境保全措置の効果が不確実な項目又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする項目を、環境影響の重大性に応じて選定する。</p>	<p>調査、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目、環境保全措置の効果が不確実な項目又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする項目を、環境影響の重大性に応じて選定する。</p>
<p>3 事後調査の手法</p>	<p>3 事後調査の手法</p>

改正案	現行
<p>環境影響評価の結果との比較検討ができる手法を選定する。</p> <p>4 事後調査の地域及び地点 環境影響評価の結果との比較検討ができる地域及び地点を選定する。</p> <p>5 事後調査の期間等 環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等を選定するが、必要に応じてその他の期間等の状況も把握する。</p> <p>6 事後調査計画の策定に当たっての留意事項 (1) 事後調査計画の策定に当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化 するものであることを踏まえること。 (2) 事後調査の項目及び手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにで きるようにすること。 (3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、必要に応じて専門家等の 助言を受けて行うこと。 (4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明 らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明 らかにするよう努めること。 (5) 事後調査の手法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への 影響ができる限り少ないものを選定すること。</p>	<p>環境影響評価の結果との比較検討ができる手法を選定する。</p> <p>4 事後調査の地域及び地点 環境影響評価の結果との比較検討ができる地域及び地点を選定する。</p> <p>5 事後調査の期間等 環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等を選定するが、必要に応 じてその他の期間等の状況も把握する。</p> <p>6 事後調査計画の策定に当たっての留意事項 (1) 事後調査計画の策定に当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化 するものであることを踏まえること。 (2) 事後調査の項目及び手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにで きるようにすること。 (3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、必要に応じて専門家等の 助言を受けて行うこと。 (4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明 らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明 らかにするよう努めること。 (5) 事後調査の手法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への 影響ができる限り少ないものを選定すること。</p>
<p>第12 事後調査結果の検討</p>	<p>第11 事後調査結果の検討</p>
<p>第4の6の(1)の事後調査結果の検討に当たっては、第11により策定した事 後調査計画に基づいて行った事後調査の結果により、必要に応じて環境保全 措置を講ずることとする。</p> <p>1 事後調査結果の検証 事後調査結果と予測及び評価の結果との比較並びに環境保全措置の効果の 検証をすることにより、環境影響の程度及び環境保全措置の実効性等を明ら かにすることとする。</p> <p>2 原因の究明 事後調査の結果が、予測及び評価の結果と乖離している場合、並びに環境 保全措置の効果が見られない場合はその原因を調査する。その際、必要に応 じて追加的に調査を行うものとする。</p> <p>3 環境保全措置の検討 原因の究明の結果、対象事業の実施等に起因することが判明した場合には、 必要に応じて環境保全措置を見直し、見直した環境保全措置に係る予測及び</p>	<p>第4の5の(1)の事後調査結果の検討に当たっては、第10により策定した事 後調査計画に基づいて行った事後調査の結果により、必要に応じて環境保全 措置を講ずることとする。</p> <p>1 事後調査結果の検証 事後調査結果と予測及び評価の結果との比較並びに環境保全措置の効果の 検証をすることにより、環境影響の程度及び環境保全措置の実効性等を明ら かにすることとする。</p> <p>2 原因の究明 事後調査の結果が、予測及び評価の結果と乖離している場合、並びに環境 保全措置の効果が見られない場合はその原因を調査する。その際、必要に応 じて追加的に調査を行うものとする。</p> <p>3 環境保全措置の検討 原因の究明の結果、対象事業の実施等に起因することが判明した場合には、 必要に応じて環境保全措置を見直し、見直した環境保全措置に係る予測及び</p>

改正案	現 行
評価を行う。なお、環境の状況が人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全措置を講ずる。	評価を行う。なお、環境の状況が人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全措置を講ずる。